

# 経理の窓



平成18年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます

今月の税務	法人税 個人 地方	： 5月決算法人の確定申告と納付 ： 所得税（第1期分）の納付 ： 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付
-------	-----------------	---

## 法人の役員給与の改正

平成18年3月31日に交付された所得税法の一部を改正する等の法律により、法人の役員給与に関する規定が改正され、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。国税庁のホームページで、役員給与に関するQ&Aが公開されました。

### 1. 役員給与の損金算入とされるものの範囲

①～③に該当する役員給与が損金算入されます。

使用人兼務役員に対して支給する使用人分給与は、役員給与から除かれます。

#### ①定期同額給与

支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与

#### ②事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの

#### ③利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの

(注意点)

※①～③に該当する給与であっても、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に含まれません。事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支給するものは、損金の額に算入されません。

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

## 2. 定期同額給与について

定期同額給与とは、役員に対して支給する給与で次にあげるものをいいます。

- ①その支給時期が1月以下の一定期間毎（「定期給与」といいます。）であり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与
- ②当該事業年度の開始月から3月を経過する日までに改定がされた場合における定期給与で当該事業に属する改訂前の各支給時期の支給額が同額である定期給与及び改訂後の各支給時期の支給額が同額である定期給与
- ③定期給与の額につき当該法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により改定された場合の当該事業年度の改訂前の各支給時期の支給額及び改定以後の各支給時期の支給額がそれぞれ同額である定期給与  
※減額した場合に限ります。②に該当する場合を除きます。
- ④継続的に供与される経済的な利益のうち、供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

## 3. 事前確定届出給与について

事前確定届出給与は、まず、その役員の職務について「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めて、次いで、所定の事項を記載した書類を所轄税務署長へ届出をして、その後職務の開始という手続きをします。そして「定め」どおりに、確定額として届け出た金額を支給します。

（注意点）

届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合は、事前に支給額が確定していたものとはいえないことから、事前確定届出給与に該当しないものとなります。増額支給であれば、増額分だけでなく実際の支給額全額が損金不算入となり、減額支給であれば実際に支給した金額が損金不算入になります。

## 4. 利益連動給与について

損金の額に算入することができる利益連動給与とは、同族会社に該当しない法人が業務執行役員に対して支給する利益連動給与で所定の要件を満たすものをいいます。

同族会社は、役員に利益連動給与を支給しても損金算入をすることはできません。

いわゆる役員賞与は、従来通り、全額損金不算入となります。

同族会社の社長さんは、定期同額給与が活用しやすいと思います。  
源泉所得税の特例納付の届出をされている事業者の方は、  
7月10日が、源泉所得税の特例納付の納付期限です。  
遅れますと、不納付加算税や延滞税がかかります。  
お忘れなくお納めください。

有限会社 たべい  
電話043-422-5836 ファクス043-422-5844